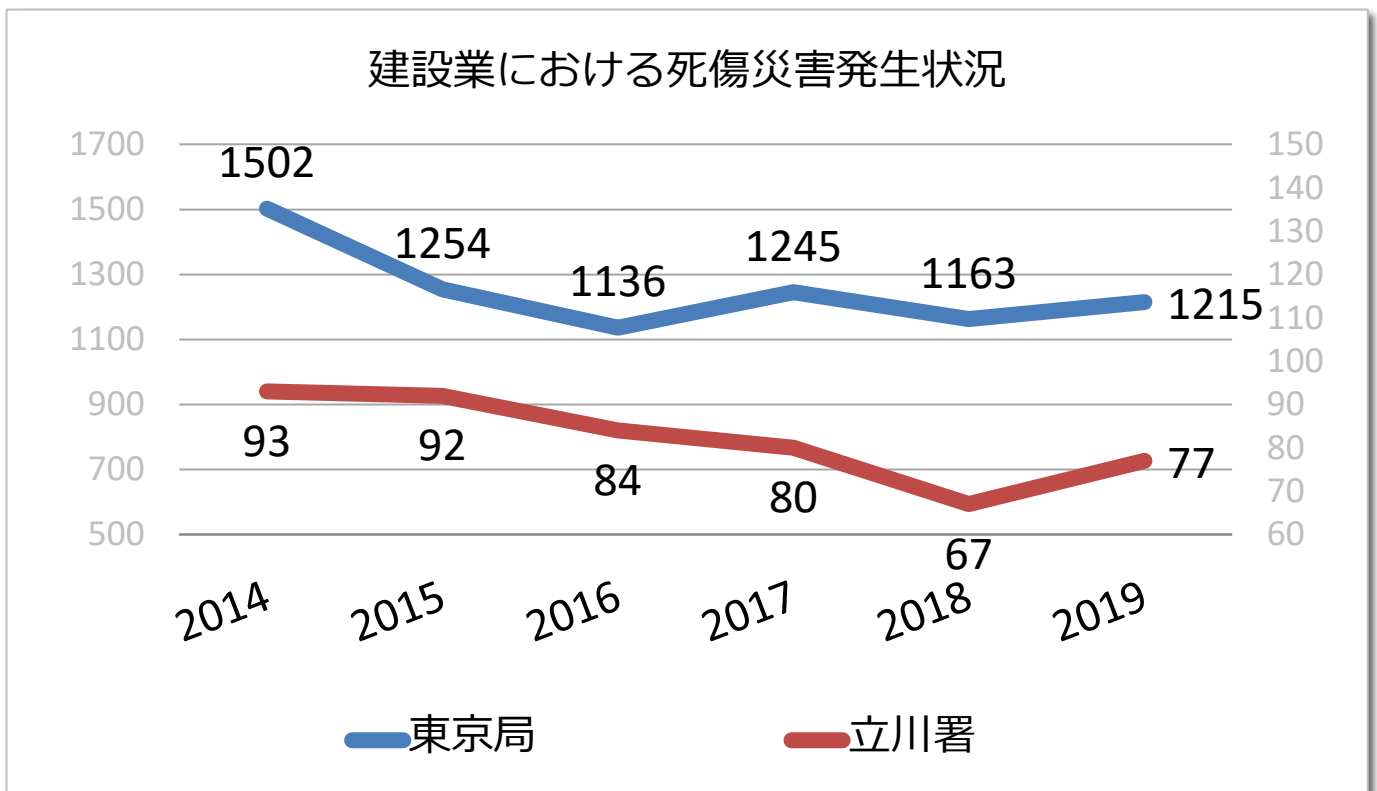


令和2年度 建設業における安全衛生対策の推進について

立川労働基準監督署管内の建築工事における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、年々減少傾向を示しておりますが、一方では重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。



立川労基署HP



～トップが打ち出す方針
みんなで共有 生み出す安全・安心～

第13次労働災害防止計画推進中



東京労働局HP

目次



- 立川労働基準監督署長要請・・・3
- 東京労働局第13次労働災害防止計画概要・・・4
- 建設工事現場における請負関係と労働安全衛生法・・・5
- 足場等からの墜落・転落防止対策・・・6
- フルハーネス型墜落制止用器具への買換に要する経費の一部補助・・・13
- 墜落制止用器具の適切な使用・・・14
- 建設現場における火災対策・・・20
- 建設工事の現場等における荷役災害防止対策・・・24
- 伐木作業等の安全対策（労働安全衛生規則の改正）・・・28
- 転倒災害防止対策
STOP！転倒災害プロジェクト・・・34
- 交通労働災害防止対策・・・36
- 警備業労働災害防止ガイドライン（交通誘導警備）・・・38
- 外国人建設就労者等の労働災害防止対策・・・40
- 一人親方等の安全衛生対策・・・44
- 建設工事従事者安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行、適切な安全衛生経費の確保・・・48
- STOP!熱中症
クールワークキャンペーン他・・・50
- 粉じん障害予防対策・・・56
- ずい道等建設労働者健康情報管理システム・・・59
- 建設工事におけるメンタルヘルス対策・・・61
- **アーク溶接作業（溶接ヒーム）等を特定化学物質として規制します・・・62**
- 化学物質の健康障害防止対策・・・66
- 一酸化炭素中毒災害の防止・・・68
- 石綿健康障害予防対策・・・69
- 職場における受動喫煙防止対策・・・72
- 職場における腰痛予防対策他・・・73
- リスクアセスメントの案内・・・74
- 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及・・・75
- 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の普及、建設工事従事者教育の徹底・・・76
- 建設工事にかかる各種災害防止対策等ガイドライン・・・77
- COVID-19
チェックリストについて・・・78
- **教材・映像資料を閲覧できます** 80

各位



立川労働基準監督署長

建設業における労働災害防止対策の推進について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

令和元年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昨年に比べ減少しましたが、東京全体では増加という憂慮すべき状況にあります。

第13次労働災害防止計画では、休業4日以上之死傷者数を5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である平成30年度以降の労働災害発生状況を踏まえると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

また、「屋根・はり等」、「足場」、「開口部」からの墜落による死傷災害の発生、建設現場での可燃性断熱材等の引火による重大な火災災害、橋梁等改修工事における剥離剤等の有機溶剤等による火災災害の頻発など、重篤な災害が多く発生しています。

つきましては、今年度における効果的な労働災害防止対策が図られますよう、下記事項について、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

記

○ 労働者の安全確保のための対策

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
- 2 墜落制止用器具の適切な使用
- 3 建設業における火災対策
- 4 建設工事現場等の荷役災害防止対策
- 5 伐木作業等の安全対策
- 6 転倒災害の防止
- 7 交通労働災害防止対策
- 8 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 9 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- 10 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全
- 11 高年齢労働者等の労働災害の防止
- 12 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- 13 一人親方等の安全衛生対策

- 14 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 15 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

○ 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

- 1 熱中症対策
- 2 じん肺予防対策
- 3 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 4 化学物質による健康障害防止対策
- 5 石綿健康障害予防対策

○ その他の安全衛生に係る対策

- 1 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進
- 3 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～ 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止にあたっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

小目標

- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
 - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・第三次産業
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷千人率で5%以上減少させる。
 - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
 - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

- 東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
 - 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
 - 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進

ア 建設業対策

(ア)事業場に対する指導、支援等の強化

- ① 墜落・転落災害防止対策の充実
- ② 建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の充実

(イ)建設業界を取り巻く状況の変化を踏まえた対策

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設をはじめとする国際都市機能の維持向上に向けた工事における安全衛生対策
- ② 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の普及促進
- ③ 働き方改革と相まった安全衛生対策の推進

イ 第三次産業対策

(ア)多数の店舗等を展開する企業における全社的な労働災害防止対策の推進

(イ)労働災害を発生させた事業場に対する指導

(ウ)業界団体、関係行政機関等と連携した労働災害防止対策の周知啓発

ウ 陸上貨物運送事業対策

- ・ 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組の徹底
- ・ ロールボックスパレットの安全な取扱い方法や適切な保護具選定の普及
- ・ 企業本社が主導する全社的な労働災害防止対策の推進
- ・ 荷役作業場所での安全設備の設置等、荷主等への働きかけを推進

エ 転倒災害の防止

- ・ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の普及促進
- ・ 転倒災害防止に係るe-ラーニング教材の周知普及

オ 腰痛の予防

- ・ 腰痛が多発している陸上貨物運送事業、社会福祉施設、小売業を重点業種として腰痛予防対策指針に基づく取組について指導
- ・ 腰痛予防対策連絡会を通じた各種取組の推進

カ 熱中症の予防

- ・ 気温への順化対応への取組とJIS規格に適合したWBGT測定器の普及

キ 交通労働災害防止対策

- ・ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及促進
- ・ ハイヤー・タクシーの業界団体と連携したキャンペーンの実施

ク 機械災害防止対策

- ・ 機械に対するリスクアセスメントの実施や清掃・調整時の運転停止の徹底
- ・ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく取組の徹底

ケ 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

- ・ 加齢による身体機能低下の自覚や身体機能低下防止のための運動の普及
- ・ 非正規雇用労働者の雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- ・ 外国人労働者への労働災害防止のための教育の実施等の徹底

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 長時間労働の抑制、長時間労働者に対する健康確保措置の実施、衛生管理者の選任、衛生委員会の適切な運営
- ・ 「長時間労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関すること」について、衛生委員会での調査審議に基づく必要な措置の徹底

イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

- ・ 高ストレス者の面接指導の徹底と集団分析の活用好事例の収集と公表
- ・ 建災防方式の無記名ストレスチェックの取組促進

(3) 病気の治療と仕事の両立支援対策の推進

- ・ 東京地域両立支援推進チームの開催と、両立支援ガイドラインの普及促進
- ・ 企業での取組状況の把握と好事例の収集及び情報提供の実施

(4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・ 危険有害情報の確認からリスクアセスメントの実施とその対策に繋げる「ラベルでアクション」の周知啓発

イ 石綿による健康障害防止対策

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体に際しての計画届出制度の周知、届出内容の確認と石綿ばく露防止措置の徹底
- ・ 石綿製品の輸入・製造等の禁止について輸入商社等への周知徹底

ウ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じん作業があるはずい道等建設工事における、粉じん則の履行確保

(5) 受動喫煙防止対策の推進

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者への支援の実施による、事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策の普及促進

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明等の推進

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

エ 企業における健康確保措置の推進

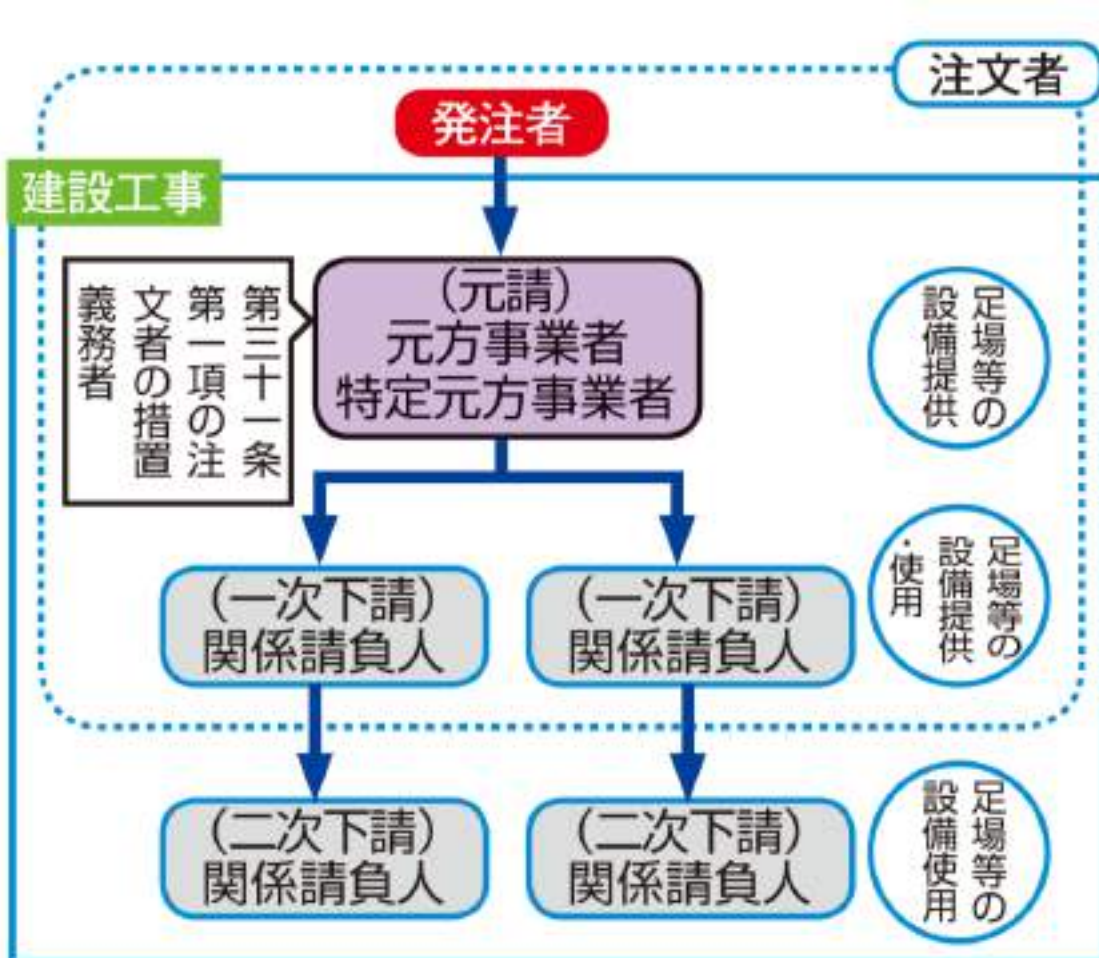
オ 労働災害防止団体、業界団体、関係行政機関等との連携の強化

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚

- ・ 産業安全衛生大会、産業保健フォーラム、私の安全宣言コンクールの開催

建設工事現場における請負関係と労働安全衛生法



労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第20条)	危険時退避措置 (第25条)	定期自主検査 (第45条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第21条)	救護措置 (第25条の2)	就業制限 (第61条)
	健康障害防止措置 (第22条)	雇入れ時教育 (第59条第1項)	作業環境測定 (第65条)
	作業場の衛生環境整備 (第23条)	特別教育 (第59条第3項)	一般健康診断 (第66条第1項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第24条)	職長等教育 (第60条)	特殊健康診断 (第66条第2項)
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第29条)	危険な場所における危険防止措置 (第29条の2)	危険時退避措置 (第30条の3)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第30条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第31条)	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第31条の3)	違法な指示の禁止 (第31条の4)

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課「建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）」より